

J A F九州地域クラブ協議会共済規定一部改定

2018年 2月21日 改訂

2018年 2月21日 施行

第8条

5-1. ラリー競技会参加に関する特約

- ①本特約は、九州にて開催されるJ A F公認ラリー競技会で特別規則書に特段の定めが無い場合に限り適用する。
特約適用対象は、ドライバーおよびナビゲーター（コ・ドライバー）共にJ M R C九州共済会会員または、特別会員とする。
- ②本特約の申込みの際し、J M R C九州共済会未加入の者もしくは他地区の選手の場合は、1, 0 0 0円を支払いJ M R C九州共済会に加入しなければならない。
- ③競技会参加申込（参加受付期間）の時点において、所定の様式にて1台につき **4, 0 0 0円**を主催者に支払うこと。なお、特約は1戦毎の掛け捨てとする。
- ④当該ラリー競技中に発生した、会員本人が加害者となる対人事故及び対物事故に対して、見舞金を給付できるものとする。
 - ④-1. 対人事故：1事故/1名につき200万円（死亡事故のみ400万円）を限度として、他の保険金支払いに関わらず対人身事故被害者に見舞金を給付できるものとする。但し、原則として同一会員に対し、J M R C共同共済、又は第8条1と本特約による重複給付は行わないものとする。
 - ④-2. 対物事故：1事故30万円（免責10万円）を限度として、対物事故被害者に見舞金を給付できるものとする。但し原則として同一事故に対し、他の保険金と本特約による重複給付は行わないものとする。
- ⑤見舞金の算定は状況等を勘案して算定される。
- ⑥給付申請者は、競技会終了時にオーガナイザーへ届け出ること。オーガナイザーは事故報告を遅滞なく審査委員会及びJ M R C九州事務局に書面またはEメールにて通知すること。
必要に応じて審査委員会は現地確認（症状確認）を行うものとする。
- ⑦前項⑥に際しては、J M R C九州共済委員会が要求する資料を提出すること。なお、詳細な調査等が必要となった場合の諸経費は給付申請者に対し別途請求する場合がある。
- ⑧給付に関しては、事故調査委員会を組織して給付額を算定し、運営委員会承認の後に給付される。